保険部から療養費の改定と、新設項目・変更項目のお知らせ。

先日メールでもお伝えした通り、7 月 1 日から下記の金額に料金が改正されます。今回新設の項目（下記★印）がありますので、どちらもご注意お願いします。改定と変更・新設については、【令和 8 年 7 月 1 日施行 療養費改定 変更ポイント一覧】をご確認ください。

【はり・きゅう 療養費料金表（令和 8 年 7 月 1 日施行)】
★印は今改定での新設・変更項目

■初検料
1 術（はり or きゅう)、2,000 円（旧料金+50 円）
2 術（はり・きゅう併用)、2,320 円（旧料金+90 円）

■施術料（通所）
1 術（はり or きゅう)、1,650 円（旧料金+40 円）
2 術（はり・きゅう併用)、1,820 円（旧料金+50 円 ）

■訪問施術料
訪問施術料 1 、 1 人、 1 術、3,950 円（旧料金+40 円 ）
訪問施術料 1 、 1 人、 2 術、4,120 円（旧料金+50 円 ）
訪問施術料 2 、 2 人、 1 術、2,800 円（旧料金+40 円 ）
訪問施術料 2 、 2 人、 2 術、2,970 円（旧料金+50 円 ）
訪問施術料 3 、 3 人～ 9 人、 1 術、2,110 円（旧料金+40 円）
訪問施術料 3 、 3 人～ 9 人、 2 術、2,280 円 （旧料金+50 円）
訪問施術料 4 、10 人～19 人（★新設)、 1 術、1,800 円（旧料金+40 円)、旧：10 人以上で統一区分
訪問施術料 4 、10 人～19 人（★新設)、 2 術、1,970 円（旧料金+50 円)、旧：10 人以上で統一区分
訪問施術料 5 、20 人以上（★新設)、 1 術、1,720 円 ★新設、旧区分なし→新設
訪問施術料 5 、20 人以上（★新設)、 2 術、1,890 円 ★新設、旧区分なし→新設

■加算・その他
電療料、電気針・電気温灸器等使用、100 円（変更なし）
特別地域加算、特別地域患家での施術、 1 回、250 円（変更なし）
往療料、 1 回、2,300 円（変更なし）
施術報告書交付料、480 円（変更なし）
明細書発行加算（★新設)、明細書を無償交付した場合、 1 回、10 円（ ★新設）設

■逓減ルール（★今改定新設）
【新規①】同一患者で月 16 回以降の施術：施術料・訪問施術料・電療料を所定料金の 50%で算定
【新規②】訪問施術料４・５を算定する施設で、集中率 90%以上の場合：当該施設の当月訪問施術料全額を 80%で算定

【あん摩・マッサージ・指圧　療養費料金表（令和８年７月１日施行)】
★印は今改定での新設・変更項目

■マッサージ（通所）
施術料（新)、令和８年７月１日～ 、1 局所 470 円、2 局所 940 円、3 局所 1,410 円、4 局所 1,880 円、5 局所 2,350 円
施術料（旧)、令和８年６月 30 日まで、1 局所 450 円、2 局所 900 円、3 局所 1,350 円、4 局所 1,800 円、5 局所 2,250 円

■訪問施術料
訪問施術料１（新)、１人 、1 局所 2,770 円、2 局所 3,240 円、3 局所 3,710 円、4 局所 4,180 円、5 局所 4,650 円
訪問施術料１（旧)、１人 、1 局所 2,750 円、2 局所 3,200 円、3 局所 3,650 円、4 局所 4,100 円、5 局所 4,550 円
訪問施術料２（新)、２人 、1 局所 1,620 円、2 局所 2,090 円、3 局所 2,560 円、4 局所 3,030 円、5 局所 3,500 円
訪問施術料２（旧)、２人 、1 局所 1,600 円、2 局所 2,050 円、3 局所 2,500 円、4 局所 2,950 円、5 局所 3,400 円
訪問施術料３（新)、３人～９人、1 局所 930 円、2 局所 1,400 円、3 局所 1,870 円、4 局所 2,340 円、5 局所 2,810 円
訪問施術料３（旧)、３人～９人、1 局所 910 円、2 局所 1,360 円、3 局所 1,810 円、4 局所 2,260 円、5 局所 2,710 円
訪問施術料４（★新設)、10 人～19 人、1 局所 620 円、2 局所 1,090 円、3 局所 1,560 円、4 局所 2,030 円、5 局所 2,500 円、旧：10 人以上で統一区分
訪問施術料５（★新設)、20 人以上、1 局所 540 円、2 局所 1,010 円、3 局所 1,480 円、4 局所 1,950 円、5 局所 2,420 円、旧区分なし→新設

■加算・その他
温罨法加算、マッサージとの併施、180 円　、電気光線器具使用時は 300 円
変形徒手矯正術、１肢あたり１回につき加算（１or２と併施）470 円
特別地域加算、250 円
往療料 2,300 円

施術報告書交付料、480 円
明細書発行加算（★新設)、明細書を無償交付した場合、10 円、今改定で新設

■逓減ルール（★今改定新設）
【新規①】同一患者で月 16 回以降：マッサージ・訪問施術料・温罨法・変形徒手矯正術を所定料金の 50%で算定
【新規②】訪問施術料４・５を算定する施設で、集中率 90%以上の場合：当該施設の当月訪問施術料全額を 80%で算定

【令和８年７月１日施行 療養費改定 変更ポイント一覧】
令和８年７月１日以降の施術分から

1、料金改定、初検料・施術料・訪問施術料・マッサージ料等の全般的な引き上げ

2、訪問施術料 区分追加★、訪問施術料３を「3 人～9 人」に限定し、新たに訪問施術料４（10～19 人)・訪問施術料５（20 人以上）を新設

3、明細書発行加算★新設、施術内容のわかる明細書を無償交付した場合に 1 回 10 円を算定可。明細書発行は義務化

4、逓減①★新設、同一患者に月 16 回以降の施術：施術料・訪問施術料・電療料（はりきゅう)、マッサージ・訪問施術料・温罨法・変形徒手矯正術（マッサージ）を 50%で算定

5、逓減②★新設、訪問施術料４・５を算定する施術所で集中率 90%以上の場合、当該施設の当月訪問施術料全額を 80%で算定

6、不正防止規定★新設、紹介料等の経済上の利益を提供して得た患者への施術は療養費支給対象外。施術所と施設等が特別の関係にある場合も同様

7、自己・自家施術★明文化、はりきゅう師・あん摩マッサージ指圧師が自身や家族・関係施術所開設者/従業員に行う施術は療養費支給対象外

8、オンライン診療による同意書★、オンライン診療による同意書の交付は不可と明文化

9、同意書訂正方法★明文化、二重線＋保険医の署名（または訂正印）で訂正。修正テープ・修正液は使用不可

10、訪問施術、混在算定のルール★、通所＋訪問施術料を混在算定する場合、訪問施術料の区分は通所患者を含む合計人数で決定（はりきゅう・出張専門マッサージ）

11、集中率計算の対象拡大★、訪問施術料を算定せず施術料を算定している場合も集中率の計算に含める

12、申請書様式の整理、逓減項目なし様式（別紙 4・別紙 4 の 2）と逓減項目あり様式（別紙 4 の 3・4 の 4）の使い分けが明確化。訪問施術総括表（別紙 7）も新設

13、明細書の義務化★、領収証に加えて明細書を無償交付することが義務化（患者から 1 ヶ月単位を希望する場合は患者の意向を文書で確認）

14、受領委任 一部負担金明細書の廃止、従来の一部負担金明細書（様式第 5 号・5 号の 2）が廃止。代わりに新設の明細書を使用

15、受領委任、申請書様式の番号整理、様式第 6 号の 1→様式第 5 号の 1、様式第 8 号→様式第 6 号 など様式番号が全面的に整理

16、正当な理由なき請求遅延の禁止★、正当な理由なく請求を遅らせることは認められないことが明文化

※新しい申請書様式は先日メールにて配信しましたが、紙で必要な方は事務所までご連絡ください。